ＩＣＴ活用推進委員会要項

令和３年４月１日

要項

（設置）

第１条　学校法人名城大学は、次条に定める目的を達成するため、ＩＣＴ活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　委員会は、次の事項を審議することを目的とする。

（１）　電算システム基本計画の策定について

（２）　電算システム計画の検証と評価について

（３）　ＩＣＴの活用推進に関すること

（４）　その他必要とする事項

（組織）

第３条　委員会は、次の者をもって組織する。

（１）　事務局長

（２）　副学長から１名

（３）　情報センター長

（４）　学長が指名した教育職員１名以上

（５）　事務部長

（６）　事務局長が指名した者

②　前項第４号の委員については学長が、前項第６号の委員については理事長が、それぞれ委嘱するものとする。

（任期）

第４条　前条第１項第４号及び第６号に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

②　前項の委員が欠けたときは補充を行い、補充委員の任期はそれぞれ前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

②　委員長は、第３条第１項第１号に掲げる者をもって充てる。

③　副委員長は、第３条第１項第２号に掲げる者をもって充てる。

④　委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行うものとする。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

②　委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

③　議決を要する場合は、過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

④　第３条第１項第４号及び第５号の委員に止むを得ない理由があるときは、委員会に代理者を出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会は、必要がある場合には、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

②　各センター等は、委員会に陪席し、議案を提案することができる。

（専門部会）

第８条　委員会は、第２条に定める目的を遂行するため、必要な事項を審議する専門部会を設置することができる。

②　専門部会の目的及び組織等については、事務局長がこれを定める。

（委員会等の事務）

第９条　委員会及び専門部会の事務は、情報センター情報処理課が分掌する。

附　則

②　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

②　電算システム統合化プロジェクトチーム要項は、この要項の施行の日から、これを廃止する。